

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を
改正する規則

教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる二重傍線を付した共通見出しをこれに対応する改正後欄に掲げる二重傍線を付した共通見出しのように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(手当)	(手当)
第9条　【略】	第9条　[同左]
[2・3　略]	[2・3　同左]
4　前項の場合において、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）第3条第2項の職員の勤務成績による割合は、 <u>100分の107.5</u> （職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して教育長が定める職員にあっては、 <u>100分の127.5</u> ）とする。ただし、同条例第2条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31までの期間において、欠勤（やむを得ない事由によるものとして教育長が定める欠勤を除く。以下同じ。）のため勤務しなかった期間がある職員及び法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。以下「懲戒処分」という。）を受けた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して	4　前項の場合において、職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）第3条第2項の職員の勤務成績による割合は、 <u>100分の105</u> （職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して教育長が定める職員にあっては、 <u>100分の125</u> ）とする。ただし、同条例第2条第1項に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31までの期間において、欠勤（やむを得ない事由によるものとして教育長が定める欠勤を除く。以下同じ。）のため勤務しなかった期間がある職員及び法第29条の規定による懲戒処分（免職を除く。以下「懲戒処分」という。）を受けた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して

<p>考慮して教育長が定める割合とする。 (単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>[2 ~ 7 略]</p> <p>8 前項の場合において、単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年大阪市規則第160号）第5条第1項の職員の勤務成績による割合は、<u>100分の107.5</u>とする。ただし、同規則第2条第1号に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31までの期間において、欠勤のため勤務しなかった期間がある職員及び懲戒処分を受けた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して教育長が定める割合とする。</p> <p>附 則</p> <p>[1 略]</p> <p><u>(令和7年4月から同年11月までの各月分の会計年度任用職員の給料及び報酬の額の算定方法の特例)</u></p> <p>2 <u>令和7年4月から同年11月までの各月分の会計年度任用職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）の給料及び報酬の額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、条例第9条第2項の規定により同年12月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる者を除き、常勤職員が職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年大阪市条例第48号）の適用を受けないものとした場合</u></p>	<p>教育長が定める割合とする。 (単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>[2 ~ 7 同左]</p> <p>8 前項の場合において、単純な労務に雇用される職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成18年大阪市規則第160号）第5条第1項の職員の勤務成績による割合は、<u>100分の105</u>とする。ただし、同規則第2条第1号に規定する基準日の属する年度の前年度の4月1日から3月31までの期間において、欠勤のため勤務しなかった期間がある職員及び懲戒処分を受けた職員にあっては、欠勤の日数及び懲戒処分の種類を考慮して教育長が定める割合とする。</p> <p>附 則</p> <p>[1 同左]</p> <p><u>(令和6年4月から同年11月までの各月分の会計年度任用職員の給料及び報酬の額の算定方法の特例)</u></p> <p>2 <u>令和6年4月から同年11月までの各月分の会計年度任用職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。）の給料及び報酬の額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、条例第9条第2項の規定により同年12月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる者を除き、常勤職員が職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和6年大阪市条例第89号）の適用を受けないものとした場合</u></p>
--	---

における第3条及び第4条の規定により算定した額とする。

3 令和7年4月から同年11月までの各月分の会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の給料の額は、第11条第1項から第4項までの規定にかかわらず、同条第7項の規定により同年12月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる者を除き、単労職員が単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則（令和7年大阪市規則第117号）の適用を受けないものとした場合における同条第1項から第4項までの規定により算定した額とする。

（令和7年4月から同年11月までの各月分の会計年度任用職員の通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額の算定方法の特例）

4 令和7年4月から同年11月までの各月分の会計年度任用職員の通勤手当及び通勤に係る費用弁償に係る第9条第1項、第10条第2項及び第11条第6項の規定の適用については、条例第9条第2項又はこの規則第11条第7項の規定により同年12月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる者を除き、第9条第1項及び第10条第2項中「常勤職員」とあるのは「常勤職員が通勤手当支給規則の一部を改正する規則（令和7年大阪市規則第119号）の適用を受けないものとした場合における当該常勤職員」と、第11条第6項中「単労職員」とあるのは「単労職員が通勤手当支給規則

における第3条及び第4条の規定により算定した額とする。

3 令和6年4月から同年11月までの各月分の会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者の給料の額は、第11条第1項から第4項までの規定にかかわらず、同条第7項の規定により同年12月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給の対象となる者を除き、単労職員が単純な労務に雇用される職員の給料表に関する規則の一部を改正する規則（令和6年大阪市規則第131号）の適用を受けないものとした場合における同条第1項から第4項までの規定により算定した額とする。

[新設]

の一部を改正する規則（令和7年大阪市規則第119号）の適用を受けないものとした場合における当該単労職員」とする。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。ただし、附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項の改正規定並びに附則に1項を加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の教育委員会所管の学校の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則附則第2項から第4項までの規定は、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年11月28日掲示済)